

平成27年度第1回 音更町使用料等審議会議案

日時 平成27年8月11日(火)

午前10時から

場所 音更町役場庁舎4階

401・402会議室

会議次第

1 挨拶

2 議事

諮問第1号 社会保障・税番号制度の施行に伴う通知カード及び個人番号カードの再交付に係る手数料の制定等について

【資料1・別紙1～6】

諮問第1号 社会保障・税番号制度の施行に伴う通知カード及び個人番号カードの再交付に係る手数料の制定等について

1 諮問の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の施行に伴い、通知カード及び個人番号カードの再交付手数料を定めるとともに、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の改正に伴い、住民基本台帳カードの交付手数料又は再交付手数料を廃止しようとするものである。

2 諮問の内容

(1) 新たに定める手数料

通知カード及び個人番号カードについて、紛失等に係る再交付事務を市町村で行うため、これに係る手数料について定めるものである。

手数料の種類	金額
番号法第7条第1項に規定する通知カードの再交付手数料	1枚につき500円
番号法第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付手数料	1枚につき800円

●金額設定の考え方（国の基本的な考えに基づくもの）

- ① 通知カード及び個人番号カード（電子証明書を含む。）の初回の交付手数料相当経費については、国庫補助の対象
 - ② 通知カード及び個人番号カード（電子証明書を含む。）の再交付手数料相当経費については、発行主体のミスによるICチップの破損など、再交付がやむを得ないと認められる場合を除き、国庫補助の対象としない。
 - ③ 通知カード及び個人番号カードの再交付手数料相当経費については、それぞれの原紙・ICカードの購入原価等を考慮し、通知カードは500円、個人番号カードは800円
- ※ なお、地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）が定め、機構からの委託に基づき市区町村において徴収する個人番号カードの再交付に伴う電子証明書の再発行手数料200円は、町の預り金として徴収し、そのまま直接機構に納めることから、手数料条例の制定は不要

(2) 廃止する手数料

番号法において、市町村長が個人番号カードを交付することに伴い、住民基本台帳法の住民基本台帳カードに関する規定が削除されることから、当該手数料を廃止しようとするものである。

手数料の種類	金額
住民基本台帳カードの交付手数料又は再交付手数料	1枚につき500円 ※条例附則において、当分の間は無料と規定

(個人番号カードと住民基本台帳カードの関係)

- 住民基本台帳カードの発行（再交付を含む。）は平成27年12月31日で終了となり、平成28年1月1日以降、交付準備が整い次第、順次個人番号カードの発行が開始される。
- 住民基本台帳カードは発行から10年間有効のため、平成28年1月以降もそのカードの有効期間内において有効である。
- 個人番号カードを取得した場合は、住民基本台帳カードを返納しなければならない。

(3) 施行期日

通知カードの再交付に関する規定は、平成27年10月5日から、個人番号カードの再交付及び住民基本台帳カードの交付手数料又は再交付手数料の廃止に関する規定は、平成28年1月1日から施行する。

マイナンバー制度は、
行政を効率化し、国民の利便性を高め、
公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができます。

行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。

複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。



国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され、国民の負担が軽減されます。

行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったりできます。

申請・交付

H27年10月

マイナンバーの付番



H27年10月～12月

「機構」から、「市町村長名」でマイナンバーを記載した通知カードと個人番号カード申請書が、世帯主宛てに書留で郵送。

H28年1月～

各市町村から、交付準備ができた旨の通知書を送付。市町村窓口へ来庁いただき、本人確認の上、交付。

- ◇ 交付手数料については無料。
- ◇ 国民の来庁は交付時の1回のみで済むこととする。
- ◇ 申請時に来庁する方式や、企業において交付申請をとりまとめる方式など、多様な交付方法を用意する。



通知カード



個人番号カード

【通知カードの送付イメージ】

◆「通知カード」について

- ・通知カードは、国民一人ひとりに付番された個人番号をお知らせする紙製のカードです。
- ・通知カードには、個人番号、氏名、住所、生年月日、性別が記載されています。
- ・通知カードは、自治体から委任を受けた地方公共団体情報システム機構から簡易書留で住民票の住所宛てに送付されます。世帯ごとに送付されるため、1世帯3人であれば3枚の通知カードが送られてきます。
- ・通知カードには顔写真が入っていないため、単独で身分を証明することはできません。このため、行政機関の窓口等で個人番号の提供を求められた際には、免許証など別途主務省令で定める書類の提示が必要となります。

通知カード

個人番号 1234 5678 9012
氏名 番号花子

住所 ○○県■市△△町◇丁目○番地
▽▽号

平成 5年 3月 31日生 性別 女 □□市長
発行 平成27年10月NN日 1234567890

製造管理番号

個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行申請書		申請書ID 1234 5678 9012 3456 7890 123
NNNNNN市長様 (地方公共団体情報システム機構 宛)		個人番号 1234 5678 9012
氏名*	番号 花子	
住所	○○県■市△△町◇丁目○番地▽▽号	
生年月日	平成5年3月31日	性別 女
※代替文字情報		
電話番号	外国人住民の区分	
在留期間等満了日の有無	N	在留期間等満了日
右欄の点字表記を希望する <input type="checkbox"/>		バンゴウ ハナコ
※ 最大11文字まで(濁点等は1文字)		

※ 上に入力されている情報は、平成NN年NN月NN日現在のものです。

右のQRコードを読み取るとスマートフォン等から交付の申請ができます。

視覚障がい者用
音声コード

申請書ID	1234 5678 9012
個人番号	3456 7890 123

10000019 01/01
3190110000019#

(表)

● この通知カードは、身分証明書として使用することはできません。
● 法律で認められた者以外の者が個人番号をコピーすることは、法律で禁止されています。また記載事項を改ざんした者は、法律により罰せられます。
● このカードを他人に貸与または譲渡することはできません。
● このカードを拾得された方は、下記連絡先までご連絡ください。
《連絡先》個人番号カードコールセンター TEL 00-0000-0000

マイナンバー

(キリリ)

表面の内容に間違いのないことを確認しましたので、個人番号カードの交付及び電子証明書の発行を申請します。

申請日	年 月 日
申請者氏名(目暮)	印

顔写真貼付欄

サイズ
(縦4.5cm×横3.5cm)

・最近6ヵ月以内に撮影
・無印、正面、無背景のもの
・裏面に、氏名、生年月日を記入してください。

● 以下の電子証明書の詳細については、必ず同封の『ご案内』をご覧ください。

発行を希望しない電子証明書がある場合、○を黒く塗りつぶしてください。

署名用電子証明書* *15歳未満の方、成年被後見人の方には原則発行されません。

利用者証明用電子証明書

代理人氏名(目暮)	本人との関係
代理人住所	印

(電話番号:)

【ご注意】表面の記載事項のうち、有効期限の満了や変更がある場合、申請は受付できませんので、お申請は送付せず、お住まいの市町村窓口にお問合せください。

(キリリ)

● 申請の際は、必ず同封の『ご案内』をご覧のうえ、ご記入ください。

※ 切り取った本紙は、お問合せの際に必要となりますので、通知カードと併せて大切に保管願います。

マイナンバー

(裏)

別紙4

◆「個人番号カード」について

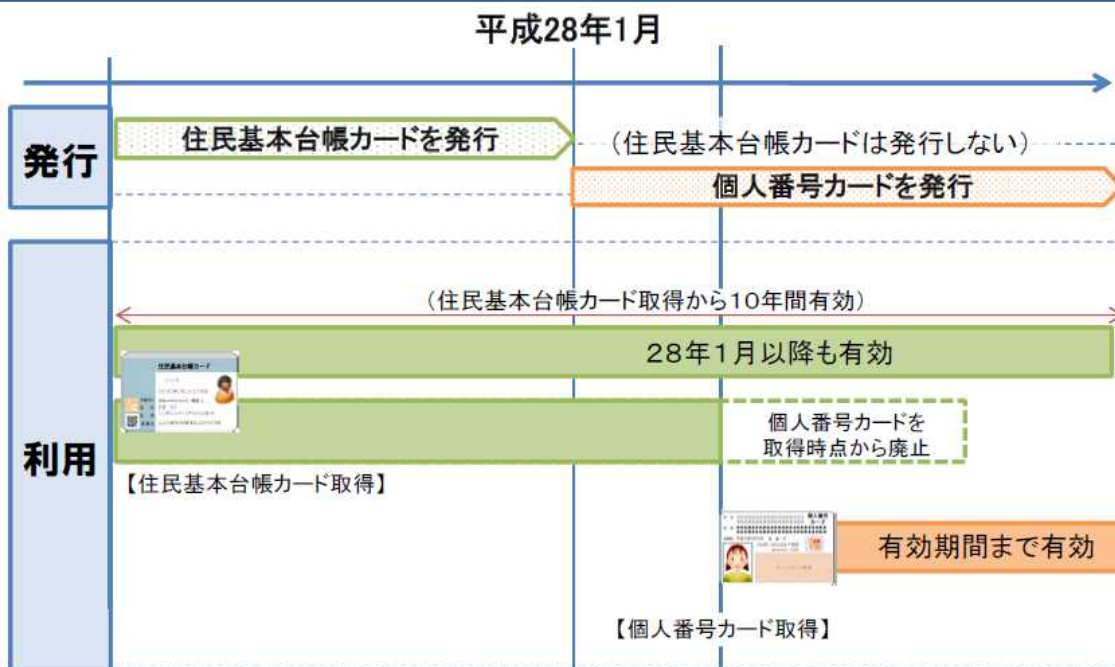
- ・個人番号カードは、券面に個人番号等を記載した顔写真付きの IC カードです。
- ・カードの表面には、氏名、住所、生年月日、性別のほか顔写真が記載され、個人番号はカードの裏面に記載されます。
- ・個人番号カードは、通知カードと同封される交付申請書により、交付を申請した人にも交付されます。
- ・個人番号カードの交付は、平成28年1月から開始されます。
- ・個人番号カードの有効期限は10年ですが、20歳未満の人は容姿の変化を考慮して5年とされています。
- ・個人番号カードは、個人番号の提供を求められた際に利用できるほか、顔写真が搭載されていることから、公的な身分証明書としても使用することができます。また、住民票等のコンビニ交付や e-Tax（イタックス）などの電子申請にも活用することができます。
- ・個人番号カードの交付を受けるときは、引き替えに通知カードを返納することになります。また、住基カードとの重複所持はできないこととされており、住基カードを持っている人が個人番号カードを取得する場合は、住基カードを返納することとされています。






【表】



【裏】



	通知カード	住民基本台帳カード	個人番号カード
1 様式	 <p>(案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○個人番号を券面に記載 ○顔写真なし 	 <ul style="list-style-type: none"> ○住民票コードの券面記載なし ○顔写真は選択制 	 <p>表面(案) 裏面(案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○個人番号を券面に記載(裏面) ○顔写真を券面に記載
2 作成・交付	<ul style="list-style-type: none"> ○全国民に簡易書留にて送付するため、来庁の必要なし。 ○手数料：無料 再交付は別途 ○全市町村が共同で委任 ○交付事務は法定受託事務 	<ul style="list-style-type: none"> ○即日交付又は窓口にて2回来庁 ※音更町は即日交付 ○手数料：500円が主 ※音更町は当分の間無料 (電子証明分は別途500円) ○人口3万人以上は委託不可 ○交付事務は自治事務 	<ul style="list-style-type: none"> ○通知カードとあわせて個人番号カードの交付申請書を送付し、申請は郵送で受け付けるため、市町村窓口へは1回来庁のみ(顔写真確認等)を想定 ○手数料：無料(電子証明分を含む) 再交付は別途 ○全市町村が共同で委任 ○交付事務は法定受託事務
3 有効期間	<ul style="list-style-type: none"> ○なし 	<ul style="list-style-type: none"> ○発行日から10年 ※電子証明書(署名用)は3年 	<ul style="list-style-type: none"> ○発行日から申請者の10回目の誕生日まで(ただし、20歳未満の者は容姿の変化が大きいため、申請者の5回目の誕生日まで) ※電子証明書(署名用・利用者証明用)は発行日から5回目の誕生日まで
4 利便性	<ul style="list-style-type: none"> ○個人番号カードの交付を受けるまでの間、行政機関の窓口等で個人番号の提供を求められた際に利用可能(番号法に基づく本人確認のためには、通知カードのほか主務省令で定める書類の提示が必要。) 	<ul style="list-style-type: none"> ○身分証明書としての利用が中心 	<ul style="list-style-type: none"> ○身分証明書としての利用 ○個人番号を確認する場面での利用(就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等) ○市町村、都道府県、行政機関等による付加サービスの利用 ○電子証明書による民間部門を含めた電子申請・取引等における利用

様式

表面(案)

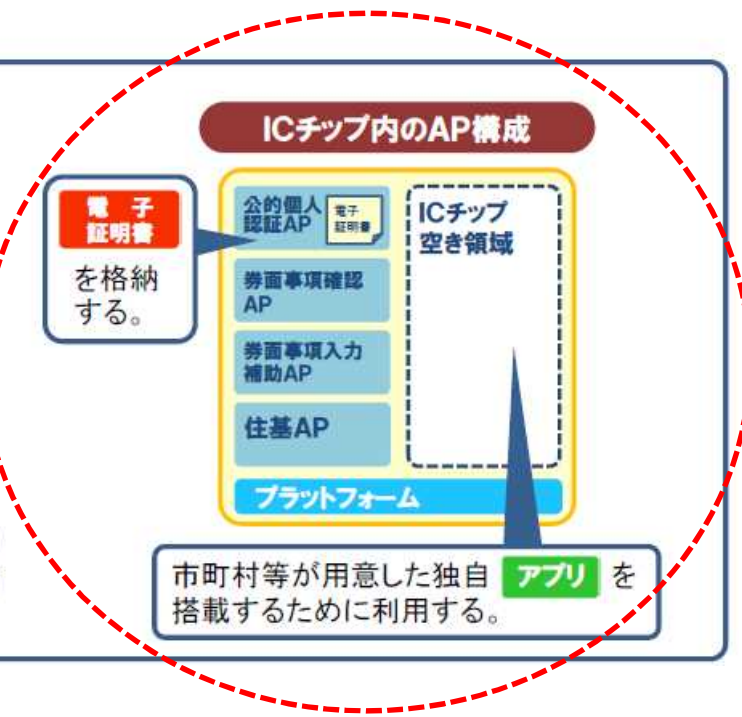


- 個人番号を記載しない
→ コピーできる者に制限はない
(本人同意等によりできる)

裏面(案)



- 個人番号を記載する
→ コピーできる者は、行政機関や
雇用主など、法令に規定された者
に限定される



ICチップ内のイメージ図

音更町附属機関設置条例

平成22年3月23日

音更町条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、町の執行機関が設置する附属機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関として、別表の第1欄に掲げる執行機関に、同表の第2欄に掲げる附属機関を設置し、その担任する事項は同表の第3欄に掲げるとおりとする。

(組織)

第3条 附属機関は、別表の第4欄に掲げる委員をもつて組織し、その任期は同表の第5欄に掲げるとおりとする。

(委任)

第4条 附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関の規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

2～5 略

別表（第2条、第3条関係）

附属機関の属する 執行機関	附属機関	担任する事項	委員の 定数	委員の 任期
町長	(略)	(略)	(略)	(略)
	音更町使用料等 審議会	使用料及び手数料の額について、 審議を行うこと。	15人	2年
	(略)	(略)	(略)	(略)
教育委員会	(略)	(略)	(略)	(略)

音更町使用料等審議会規則

平成22年3月26日

音更町規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、音更町附属機関設置条例（平成22年音更町条例第1号）第4条の規定に基づき、音更町使用料等審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、町の区域内の公共的団体等の代表者その他町民のうちから、必要の都度町長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任を妨げない。

(会長)

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、総務部総務課において行う。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

使用料等審議会 委員名簿

委員任期 2年 自：平成26年4月1日
至：平成28年3月31日

平成27年2月10日現在

役 職	委 員 氏 名	所 属 ・ 団 体 等
会長	河 田 さえ子	音更町社会福祉協議会会長
会長職務代理	大 西 勉	木野農協常務理事
	太 田 泰 廣	音更町農協参事
	中 川 則 子	音更町農協女性部副部長
	白 木 幹 子	木野農協女性部副部長
	坂 井 寛 明	音更町商工会事務局長
	黒 川 英津子	音更町商工会女性部副部長
	相 澤 学	音更町商工会青年部部长
	畠 弘 之	連合北海道音更地区連合会会長
	高 橋 邦 博	音更町PTA連合会会長
	阿 部 光 江	音更町消費者協会副会長
	大 野 カヨ子	音更町老人クラブ連合会副会長
	横 幕 正 二	公募
	那 須 智 也	公募
	高 津 田鶴子	公募